

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、東松山都市計画の変更（3・4・36号月輪通線、3・4・37号大堀通線）についての理由を示したものです。

I. 東松山都市計画区域における位置等

東松山都市計画区域は、埼玉県のおぼ中央部、都心から約60Km圏内に位置しており、東松山市、滑川町、嵐山町及び吉見町の1市3町で構成する複合都市計画区域です。区域内は、都心部と直結する東武東上線や関越自動車道、国道254号BP・国道407号BPなどの幹線道路の整備により交通条件が向上しています。こうした広域交流のポテンシャルや交通の利便性といった交通特性を活かし、魅力と活力のある都市づくりを目指し、多くの土地区画整理事業なども進められています。

滑川町の東武東上線つきのわ駅周辺の市街地においては、月輪土地区画整理事業と共に3・4・39号駅北口停車場線や3・4・36号月輪通線などの路線を配置しています。

II. 変更の必要性

社会情勢の変化により、つきのわ駅周辺の市街地について、将来、関越自動車道以北の市街化拡大を行わないこととしたため、3・4・36号月輪通線の一部区間及び3・4・37号大堀通線の全路線を廃止するものです。

また、今回の変更に伴い、3・4・36号月輪通線の車線数を2と決定するものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	内 容
3・4・36号月輪通線	約610m	2車線	16m	・ 延長を610mと変更 ・ 車線数を2と決定する
3・4・37号大堀通線	—	—	—	・ 廃止する

IV. 上位計画での位置づけ

●第4次滑川町総合振興計画「基本構想・中期基本計画」（平成18年3月策定）

2. まちづくりの目標

(1) 将来都市像 一人と自然の共生 愛ふるタウン滑川

滑川町では、これからのまちづくりにおいて、自然の回復力・浄化能力などに配慮し住民生活が健康に営まれること（＝自然との共生）と、環境に対する思いやりと人に対する思いやり（＝愛）の実現を目指し、住民相互及び住民と行政が互いに尊重し合い、協力・連携した住民主体の行動するまちづくりを進めます。

●滑川町都市計画マスタープラン（平成19年3月策定）

第6章 地域別構想

1) 地域づくりの目標 「安全安心で機能的なまち」

南部地域は、主として都市的な地域ですが、問題箇所も少なからず存在することから、より質の高い都市的生活を送る上で必要な各種の整備、改善を推進します。